

# ~食の安全安心シンポジウム~

平成25年9月18日

## とちく場での衛生管理について

大阪府松原食肉衛生検査所  
加藤 敦

# 本日の内容

1

- 食肉衛生検査所って何をしているの

2

- 現在のBSE対策は怎么样了の

## 1

# ・食肉衛生検査所って何をしているの

## と畜検査

- ・食肉の検査は、病気や異常のみられる肉を排除するために、獣医師である検査員が一頭ごとにおこなっています

## 微生物汚染の防止

- ・枝肉のふきとり検査や施設の衛生指導

## 残留有害物質の検査

- ・残留抗菌性物質や放射性物質の検査

# とちく検査



生体検査



頭部検査



内臓検査



枝肉検査



精密検査

# 生体検査

家畜が活着ている状態で、病気にかかっていないかどうか検査します。異常なしと判断された牛だけが解体されます。耳標の確認もおこないます。







全国各地からトラックで  
運ばれてきます



# 頭部検査

解体後、最初に頭部を検査します。頭部のリンパ節や口腔内の検査をおこないます。また、ここでBSE検査に用いる延髄を採取します。





# 内臓検査

心臓、肺、肝臓、胃腸などの臓器とリンパ節を切って、炎症や出血などの病変がないか細かく調べます





# 枝肉検査

筋肉や脂肪などの異常はないか、枝肉全体の外観を観察します。  
あわせて、腎臓の状態も検査します。



# 精密検査

と畜検査において、通常の肉眼的検査で判断の難しいものについては、微生物学的、病理学的、理化学的に精密検査を行います。



## 微生物学的検査

- と畜検査で細菌性の疾患が疑われた場合やと畜場の衛生状態を調べるために、どんな細菌がどのくらいいるか検査します



## 病理学的検査

- 白血病や腫瘍など肉眼検査では診断しにくい疾病について、顕微鏡などを用いて検査します



## 理化学的検査

- 黄疸、尿毒症が疑われる場合、血液検査をおこなったり、抗菌性物質の残留の有無を調べます

# 微生物汚染の防止

## と畜場法施行規則の一部改正（平成8年）の主な内容

- ①衛生管理責任者の設置、作業記録
- ②直腸、食道の結紮
- ③ナイフの83℃以上での消毒
- ④手指の消毒、軍手の不使用
- ⑤適正な冷却保管

枝肉のふきとり検査 一般生菌数、大腸菌群数、0157

まな板や使用水などの検査 ATP, 残留塩素濃度

施設の巡回指導や衛生教育など



# 残留有害物質の検査

## 残留抗菌性物質

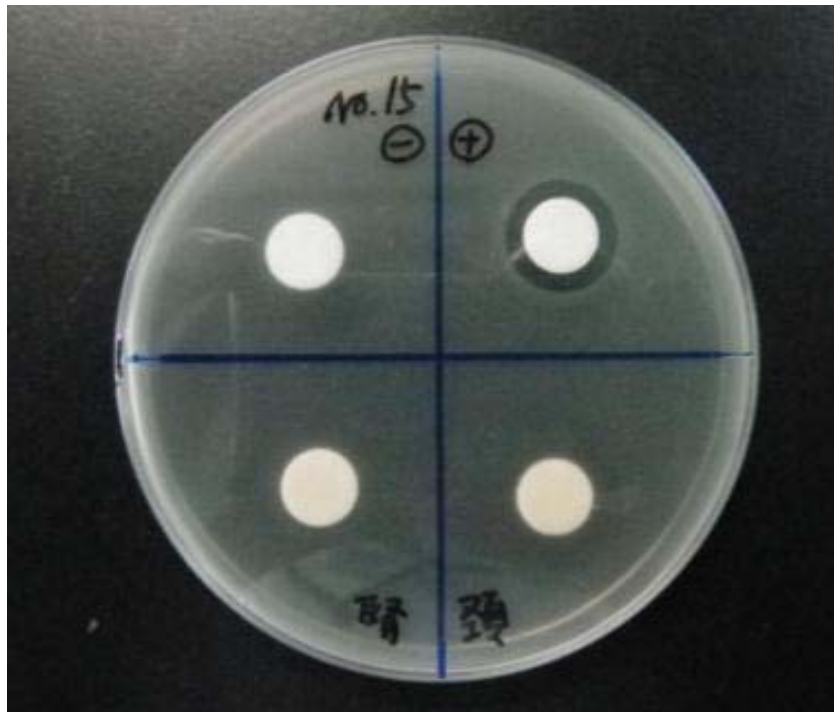
- ・ と畜検査の際に、筋肉内に注射の痕跡が認められるなど、抗菌性物質の使用が疑われた場合は、と畜検査と平行して残留抗菌性物質の検査を行っています

## (放射性物質)

- ・ 府内でと畜される牛の肉については、食肉衛生検査所において放射性物質のスクリーニング検査を実施しています

# 残留抗菌性物質

検体からの抽出液を含ませたディスクを検査用の培地に置きます。これを培養すると菌が増殖して培地全体が白く濁ってきますが、抗生物質などが入っていると、菌が死んでディスクの周りに透明な阻止円ができます



# 放射性物質

松原食肉衛生検査所では、と畜されるすべての牛について放射性セシウムのスクリーニング検査を実施しています。





## 2

# ・現在のBSE対策はどうなっているの

3年(平成25年)7月2日 火曜日 享月

## BSE全頭検査に幕

### 導入から12年、全国一斉に

12年近く続いてきた牛海綿状脳症(BSE)の全頭検査が1日、全国一斉に終了した。自治体は、風評被害を恐れて横並びで続けてきた。一方で、異常が見つけれない若い牛まで検査され、国際的に「非科学的」との批判もあった。自治体が、国の廃止要請を受け入れた。生後48カ月超の高齢の牛の検査は今後も続く。

北海道によると、全頭検査終了前に道民らから寄せられた意見126件のうち、53件が全頭検査継続を望む声だった。道の北村健・食の安全推進監は「不安の多くは『BSEがよく分からない』ということからきている。改めて丁寧な情報発信をしていきたい」と語り、処理場の見学会などを充実させる考えだ。

全頭検査終了の判断が6月下旬だった新潟県と新潟市は当面、独自予算で48カ

## 48カ月超は継続

牛の食肉処理頭数が全国一で、2012年度は約22万6千頭にBSE検査をした北海道。乳用の役割を終えた乳牛を食肉用に出荷する例が多く、今後も約3割が検査対象の生後(月齢)48カ月超だ。

# BSEスクリーニング検査

BSE感染牛が確認された直後より、全月齢の牛をBSE検査対象。その後検査月齢の見直しがおこなわれた後も、全国で全頭検査が継続されてきたが、平成25年7月以降は全国統一で「48カ月齢超」を対象としたBSE検査に変更された。



延髄の採取



延髄



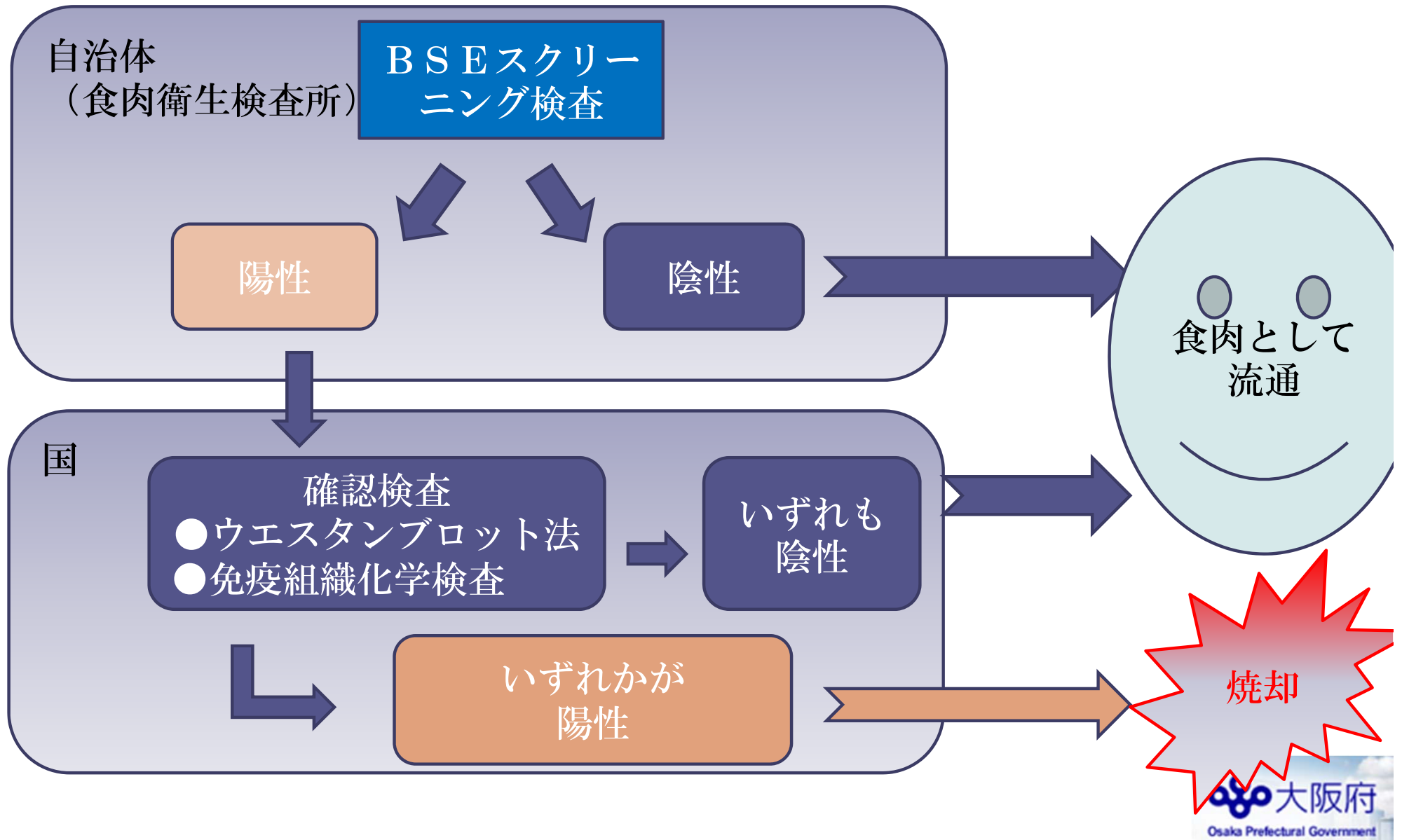
異常プリオンタンパクの検出

# BSEスクリーニング検査





# BSE検査



# SRM（特定危険部位）の範囲変更 平成25年4月から

頭部（舌・頬肉を除く）

→30カ月齢超

扁桃

→全月齢

せき髄

→30カ月齢超

回腸遠位部

→全月齢

せき柱

→30カ月齢超

全  
月  
齢

# SRMの管理に係る月齢による分別管理

と畜日: 平成 25 年 6 月 12 日 (木)

No.	出荷者	個体識別番号	種性	ケガリ	産地	出生年月日	30超
1		13020 58140	Fixス	1	北海道	H23 3/1	
2		12619 41675		2		H23 2/6	
3		05802 04843		3		H23 1/29	
4		08530 64754		4		H23 1/1	
5		13005 17960		5		H23 1/21	
6		13000 13837		6		H23 2/22	
7		13299 07384		7		H23 1/26	
8		02697 14175		8		H23 1/4	
9		13031 26510		9		H23 1/6	
10		13188 07534		10		H23 2/8	
11		13027 18280		11		H23 2/9	
12		13059 25548		12		H23 1/4	
13		12988 20837	Fixス	13		H23 4/2	
14		12036 92139	70程	1	北海道	H16 12/6	
15		12365 53834	70程	2		H18 8/15	
16		12984 93109	70x2	1	宮城	H23 3/1	
17		3371 17072	Fixス	2	香川	H23 7/12	
18		06 35591		3		H23 2/5	
19		07 41093	70x2	4		H23 9/17	
20		72284	Fixス	5	徳島	H23 9/17	
21		3953		6	岡山	H23 6/3	
22		977		7		H23 6/4	
23				8		H23 3/2	

と畜当日の解体前に関係者に渡される搬入牛リスト表。と畜順に、と畜番号、個体識別番号、種別、出生年月日などの情報が記載されています



30カ月齢超の牛には印がつけられます

生体検査時に耳標とリスト表を照合し、誤りがないか一頭毎に調べます



# 牛の月齢の個体管理

生体の背中にと畜番号をナンバリング



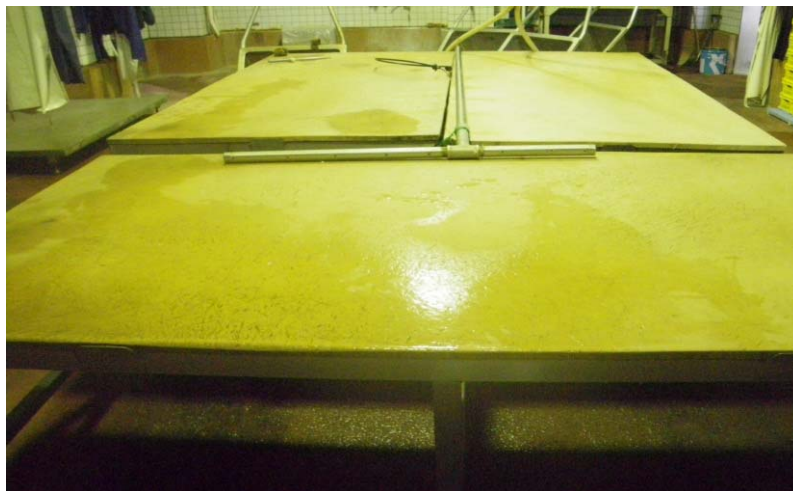
30カ月齢超の牛には頭部から背中へ青スプレーにより識別



# 頭部の分別管理、SRMの除去



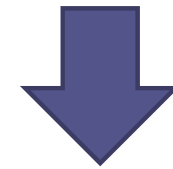
頭部への標識、30カ月齢超の頭部には  
インクで×印をつけて分別



頭部作業台を区分



舌根部や周辺組織にも  
扁桃が存在しているの  
で確実に除去し、SRMと  
して処理





# SRMの廃棄



すべての扁桃を除去することが困難なため、可食部位除去後の頭部はSRMとして処理

除去されたSRMは、専用容器に廃棄し、処理

# BSE対策（まとめ）

BSE検査

SRMの確実な除去

飼料規制